統計調査の民間開放・市場化テストに関する研究会(第5回)議事録

- 1 日時 平成18年8月2日(水)14時00分から16時05分
- 2 場所 総務省統計局 6階特別会議室
- 3 出席者

構 成 員:竹內啓座長、大橋豊彦委員、小川直宏委員、土屋隆裕委員、新村保子委員、舟岡 史雄委員

ヒアリング:東京都(金子優統計部長、平野芳朗統計部調整課長、高橋喜蔵統計部調整課課長 補佐、金子健治統計部調整課課長補佐)、福井県(松嶋秀明政策統計室長、高比 良孝範政策統計室統計分析チーム総括主任)、横浜市(桐生敏夫総務課統計等担 当課長、廣澤宣幸総務課統計係長)

総務省: 衞藤英達統計局長、高橋正樹統計調査部長、田口和也総務課長、飯島信也調査企画課長、千野雅人経済統計課長

4 議題

- (1) 個人企業に関する経済調査 (試験調査)の実施状況について
- (2) 地方公共団体からのヒアリング
- (3) 市場化テスト・民間開放の計画策定に向けた検討について
- (4) その他

5 配布資料

- (1) 個人企業に関する経済調査(試験調査)の実施状況について
- (2) 地方公共団体からのヒアリング
- (3) 市場化テスト・民間開放の計画策定に向けた検討について参考
- (1) 第4回研究会における業界団体からのヒアリング結果
- (2) 世帯を対象とする意識調査について
- (3) 官民競争入札等監理委員会について
- (4) 経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006(抄)

6 議事の概要

竹内座長 ただいまから第5回統計調査の民間開放・市場化テストに関する研究会を開催します。 本日は、東京都、福井県、横浜市の方々においでいただきまして、お話を伺うことになっていま す。よろしくお願いいたします。 本日の議論の内容について簡単に説明します。第1は、個人企業に関する経済調査、いわゆる試験調査で、その実施状況について事務局から報告いただきます。第2は、地方公共団体からヒアリングということで、ここにいらっしゃる方々からご意見を伺うことでありまして、本日の会議のメインになります。第3は、市場化テスト・民間開放の計画策定に向けた検討についてでありまして、9月までに策定することになっている計画のための検討ということで、本日は計画策定の詳細を議論する時間はないかもしれませんが、その方向などについて、ご意見を伺いたいと思います。

まず、議題に入る前に、前回の研究会で行いました業界団体からのヒアリング結果の整理及び世帯を対象とする意識調査の最終版について、事務局から報告いただきます。

飯島課長 それでは、お手元の資料の参考1に、前回の研究会で業界団体からのヒアリングの結果をまとめてございます。

日本世論調査協会と日本マーケティング・リサーチ協会の2団体からヒアリングをしたということで、1番の実情については、日本世論調査協会からは、調査員数は1社当たり500から1,000名程度が最大規模であろうと、マーケティング・リサーチ協会からは、全国規模の調査を実施できる業者は10社程度で都市部中心というようなお話がございました。

また、2番の満たすべき要件・資格については、ISOあるいはPマークといったようなものが 考えられるというお話がありました。

3番として、留意点の主なものを載せてございます。

あわせて他の参考につきましても、ご説明させていただきます。

参考 2 は、前回までご議論いただきました世帯対象の意識調査の最終的な調査票です。このような形で、労働力調査の対象となった世帯への送付を終えているところでございます。

参考3は、官民競争入札等監理委員会についてです。公共サービス改革法の施行に伴いまして、7月7日に官民競争入札等監理委員会が発足いたしまして、今、毎週開催されるような形で議論が行われているという状況でございます。7月25日には、各省ヒアリングの一環として、総務省統計局も説明してまいりました。この監理委員会では、第2回委員会のところにございますように、公共サービス改革基本方針を閣議決定することにしておりまして、最初の基本方針を9月初めに閣議決定するということで準備が進められております。また、下の2つ目のにございますが、この基本方針は、年内ないし年度内を目途に見直しが行われるというような形になっていると聞いております。この監理委員会は本日午前にも開かれ、統計に関する部会が設置されることが決定されたと伺っております。

それから、参考4といたしまして、7月7日に閣議決定されました「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」です。この中で統計調査の民間開放に関して記述されておりますので、あわせてお配りしてございます。

以上でございます。

竹内座長 この件については、特にご質問はないかと思います。

では、議題に入らせていただきますが、議題の第1は、個人企業に関する経済調査いわゆる試験 調査ですが、その実施状況について、資料1に基づいて事務局から説明いただきます。

飯島課長 資料1に基づきまして、説明させていただきます。

この個人企業に関する経済調査(試験調査)でございますが、第1期の調査は7月からのスタートで、既に始まっております。調査票の配布の時期に当たりまして、各調査会社に対して実施状況に関する聴取を行ったものをまとめたものです。

ヒアリングの実施日は2番にあるとおりでございます。

3番のところに、ヒアリングの内容をまとめてございますが、(1)といたしまして、調査対象になった個人企業からの問い合わせの状況、それぞれの調査会社あてにどのような形できているかというものをまとめたものです。それぞれそこにあるとおりの件数、調査拒否に関する連絡が大半ですが、問い合わせもきているという状況です。

2ページに、参考として載せてありますが、この調査対象の個人企業から統計局への問い合わせ もありまして、7月31日現在で54件ということで、内容としては「本当に統計局が実施している調査か」という確認の問い合わせがほとんどであるという状況でございます。

それから、調査Bにつきましては、対象となっている5つの道府県の統計主管課の方にも若干問い合わせがきているという状況です。

また、 印のところにありますが、そういった統計局あるいは道府県への問い合わせの中には、 行政相談あるいは県民生活センター、市民生活相談窓口、警察署といったところを経由して回って きた照会もございます。

(2)として、調査票の配布状況の数字を掲げてあります。京都府は7月7日現在で100%となっていますが、ここにある数字はいずれも調査拒否等で調査できない場合に、代替の個人企業に調査依頼に行くわけでして、そういったところも含めて最終的に必要な事業所に調査協力のお願いをして、調査票の配布を終えた場合に100%ということです。資料では京都府以外は100%ではございませんが、7月31日現在での配布状況を聞いたところによると、福井県も100%になっており、他のところも大体9割から95%ぐらいの配布率になっているという状況でございます。

また、各社のコメントを掲載してありますが、調査票の配布は簡単に終わると考えていたけれど も、実際にはなかなか難しい状況にあるというようなコメントがございます。

まとめとしては、配布完了が当初予定の6月末よりもおくれ気味であって、特に調査対象事業所からの協力が思ったほど得られないためにその対応に苦慮しているようであるということです。

それから、3ページに、調査員から聴取した主な事項ということで、各社から聴取したコメントを、順不同ですが並べてございます。調査Aを実施しておりますサーベイリサーチセンターでは、一部の事業所で強制でないことを理由に拒否されたとか、あるいは不景気で協力する気持ちにならないということで拒否されたケース、また、訪問時間を工夫するとかあるいは記入が簡単であるということを強調するといった工夫をしているという話、それから、都道府県や市町村の名前であると知名度もあって協力は得られやすいけれども、国の場合は省庁名があっても調査協力が得られにくいというようなコメントもありました。

それから、次の北海道ですが、調査員は調査地域の近くに在住している方が調査はやりやすいと思うというコメントのほか、断られる理由として個人情報の保護を理由としたものが多い、それから、個人事業主から同様の調査が多い、調査がいろいろたくさん来るということで拒否されたケースがある、商工会や組合に加入していない事業所は非協力的であったというような話がありました。

福井県も大体今まで出たような話です。

静岡県では、信用できないから拒否というケースがあったというコメントがありました。

京都府では、調査依頼では円滑に行えたけれども、回収時に事業主の気が変わらないか心配であるというコメントがございました。

広島県では、拒否する事業所と協力的な事業所との差が大きい、事業主は高齢者も多く、説明時間も長いところでは10分以上要している、こういったコメントが調査員から寄せられているという状況でございます。

以上は、とりあえず調査実施のタイミングで一度聴取を行ったものをまとめたものでございます。 今後、調査が進んでいく中の節目でまた取りまとめ、報告させていただきたいと思っております。

以上のとおりです。

竹内座長 どうもありがとうございます。

何かご質問ありますか。

大橋委員 確認ですが、この調査拒否なりあるいは調査に対してやや消極的な理由として、今回 の調査の実施を民間が行ったから調査を拒否するとか、調査に対して消極的だったというような回答はなかったということですね。

飯島課長 それぞれの調査会社からのコメントを3ページに掲載してありますが、そういう明確なコメントはなかったと思います。ただ、詳細はわかりませんけれども、静岡県で信用できないから拒否というケースが該当しているかどうかということだと思います。あとは事業者の方には、調査会社に問い合わせはなかったのかもしれませんけれども、統計局の方に本当に統計局が実施しているかとの確認、それで確認が得られれば協力をしてくれたということが多いと思いますけれども、そういう本当に統計局が実施しているかという確認の問い合わせは結構きているという状況でございます。

竹内座長 その統計局にきた調査Aの中で調査拒否が1件、これはどうして調査拒否なのか。統計局への問い合わせ状況54件のうち、調査Aについての問い合わせが44件、そのうち調査拒否が1件ということですね。

飯島課長 この1件は事業主が70歳と高齢で、間もなく廃業を予定しているので協力できないというような状況と聞いています。

新村委員 民間事業者ではなくて、従来の方法でやったときの拒否率や代替率とかのデータはあるのでしょうか。

飯島課長 今、手元にはありません。

新村委員 今でなくて、最終的に比較できるような相手があるかどうかを確認したかったのです。 試験調査が終わった段階で両者を比較して見せてくださるということでよろしいですか。

飯島課長 試験調査の方もまだ途中段階ですので、結果的にどのくらい代替が出てくるかという のはまだ現時点ではわかりません。最終的に比較する際には、同じような数字で比較する必要があ ると思っております。

舟岡委員 この配布状況でいう配布とは、何をもって配布としているのでしょうか。京都府で日 経リサーチが100%となっており、会社によって配布についての認識が違うのではないかと思うので すが。

飯島課長 基本的には調査を受けてもらえるという状態で調査票を置いてきたと、これで配布というふうに考えております。

舟岡委員 これで100%というのはにわかに信じがたい気がするのですが、そういう理解でよろし いということですね。

飯島課長 はい。

竹内座長 つまり、これは代替を含んでいるわけですね。だから、非協力や拒否の場合に、他を 見つけてくれば100%になる、ということでしょう。こういう問題状況については、調査が終わって から、改めて業者に聞くわけですよね。

飯島課長 その予定です。

竹内座長 これは中間報告ですから、完全なものではないということで了解し、改めて最終的な 結果についてご議論いただくこととして、次の議題に入らせていただきます。

地方公共団体のヒアリングですが、本日は3つの地方公共団体からおいでいだたいており、福井県、横浜市、東京都の順でお願いいたします。

では、福井県からお願いします。

松嶋室長 福井県の行いました労働状況調査につきましては、資料2の2ページに調査の概要としてまとめてあります。この概要の説明の前に、なぜこういった調査を行ったかという経緯について申し上げます。平成13年、14年頃から完全失業率が上昇し、雇用状況が悪化している中で、国の労働力調査ですと県レベルでは年1回しか完全失業率が出されないというようなこともございまして、福井県におきましてもう少しスピーディに県独自の完全失業率を把握できないかということが議論になり、そのための県独自の失業率の調査ができないかということが、平成14年ぐらいから課題となっておりました。

県では平成15年度に県の雇用促進策を展開するための福井県雇用創出プランというものを策定し、平成18年度末には完全失業率を2%台に回復するという目標を立てました。その目標を検証する意味でも県単位の完全失業率を四半期ごとに出すことを求められており、また、予算的な面では国の緊急地域雇用創設特別基金というものが平成16年度までございまして、県としては、この基金事業としてこの調査を行おうということになりました。福井県のこの労働状況調査は、この緊急地域雇用創設特別基金事業として行ったという特殊性があるということを初めにご理解いただきたいと思います。

それでは、調査の概要につきまして、資料に基づきご説明します。

平成16年度は民間委託で行い、それから、平成17年度から県直轄で行うようにしたわけですが、 資料にそれを並列で比較する形で書いてあります。実施主体につきましては、16年度の民間委託は 指名競争入札とし、5 社を指名し、3 社が入札したという状況でございます。

実施時期、公表時期につきましては、同じでございます。

調査規模につきましても、55調査区ということで同じでございます。

次は、調査方法のところ、ここで16年度と17年度を比較していただきますと、 から の調査用

品の作成、調査員雇用、説明会実施、地図名簿作成、調査世帯の選定、調査票配布取集までを民間 企業に委託したということでございます。その前段としての作業、それから後のデータ入力等ある いは結果の公表は県が行っております。

それから、調査世帯からの照会等ということですが、民間委託した場合、本当に県がやっている 調査なのか、こういった問合せは初めの段階ではかなりありました。後の2ポツ目、3ポツ目といったものは県直轄で行っている場合でも照会のある事項ですが、1ポツ目の本当に県の調査なのか、こういったものが県直轄で行う場合より多かったという感じがしております。

それから、調査世帯の協力状況ですが、未回収の割合ということで、それぞれの場合の未回収、 不在と非協力の割合を示してあります。平成16年度は約10.6%、平成17年度は約8.8%ということで、 民間委託の方が2ポイント程度高かったということです。

この要因としては、確かに民間企業ということで信頼度の問題があるかと思いますが、民間委託では、調査員が大体3~4か所の調査区を受け持ったということで、遠距離の調査区も受け持っており、1調査区担当の場合に比べますと、それほど頻繁に訪問することができなかったといったような事情もあったのではないかと思います。それから、民間委託した場合の調査員が、これまで調査員になった経験というのはほとんど皆無で、調査に不慣れな面もあったのではないかと考えております。そういった複合的な要因で2ポイントほど低いのかと推測しております。

それから、経費面ですが、16年度は8月から実施しておりますので8か月分です。それで、県職員の人件費を除きまして、民間委託の場合は約3,000万円ということで、1世帯・月当たりに直しますと4,500円です。ちなみに直轄で行った場合は、12か月分で約2,200万円ということで、1世帯・月当たりでは2,200円となり、民間委託の場合の方が2倍余りになっております。民間委託した場合には、県職員は他の業務と兼務するということで、その作業割合としては、大体5割程度がこの民間委託の業務の方に割かれたという状況であります。

それから、調査員報酬ですが、これに旅費とか通信運搬費も含みまして、1調査区・月当たり民間委託の場合に4万500円、直轄の場合は、実地調査月当たりで1万9,830円、地図・名簿作成の月は1万9,320円ということで、中身は若干違いますけれども、約2倍程度になっております。民間委託の場合は、1調査員が大体3ないし4調査区を担当しており、直轄の場合は1調査員が1調査区を担当と、そういった違いもあります。先ほども申しましたように、この民間委託につきましては、緊急地域雇用創設特別基金事業として実施しているということであります。

民間委託についての総括として、民間委託する場合に我々が最も不安視したのは、そもそもそういった調査を請け負ってもらえる民間企業があるのかということでした。実際、5社を指名しましたが、入札したのは3社で、その中でも1社だけが我々が想定した金額の範囲に収まっていましたが、あとの2社は、こちらが設定した金額を大幅に上回る金額で入札しました。

それから、調査の信頼性の問題については、こちらが心配したほどではなかったと思います。先 ほどご説明しましたように、本当に県の調査なのかといった問い合わせは県直轄の場合よりも多か ったですが、当初心配したほど信頼性に対する問題はなかったと思っております。

それから、県職員の事務量については、民間委託するまでの作業にはかなりの労力を費やしましたが、軌道に乗ってからは県職員を通常1人割り振っているところを大体半人分程度で済んだとい

うことで、ある程度の軽減が進んだと思っております。

それから、経費面については、直接比較しにくい面もありますが、 2 倍程度の金額がかかったという状況です。

民間委託についての総括は、以上のとおりでございます。

それから、平成17年度に、民間委託から県の直轄に変更したわけですけれども、その理由としましては、そもそも平成16年度に民間委託したのは、当初予算で措置していない状況においてとにかく調査をやろうということで、この緊急地域雇用創出特別基金事業を活用したということです。当初から積極的に民間委託をやろうという趣旨で取り組んだものではありません。平成17年度以降も調査をやる必要があるとすれば、県直轄で行うことは当然のように考えていましたし、また、受け皿企業の問題もありましたし、経費面でも決して安くなることも見込まれませんでしたので、県直轄でやることになりました。

それから、民間開放に関しての考え方を申し上げますと、福井県もせいぜい8か月程度、労働状況調査というごく限られた調査を、民間委託でやっただけでありまして、この結果をもとに民間開放についてどうこうというのは非常におこがましい話でありまして、我々としても、この結果をもって民間開放がいいのかあるいは県直轄がいいのかと、正直申しまして確信が持てるという状況ではございません。

ただ、今後、民間開放が進んでいく流れになりました場合には、地方公共団体としてお願いしたい点を申し上げますと、2点ございます。1つは、すべての調査が民間委託になるということであれば、そういう問題は生じないのかもしれませんけれども、民間委託を行う調査もあれば、また直轄で行う調査もある場合、今、県が行う調査については、登録調査員制度に登録された調査員の方々に主体的に取り組んでいただいているわけですが、民間委託が行われて、登録されている調査員の方々が調査することがないということから、登録される調査員の方々がだんだんいなくなっていくというような状況になった場合に、例えば、大規模な調査を直轄でやらなければならないというようなことになりますと、統計調査員の確保が難しい状況になることが懸念されます。そういった地方の登録調査員制度の維持と民間開放とをうまく両立させていくことが求められるという気がいたします。

それから、民間委託についても、この事務自体は法定受託事務とするのか、あるいは国で直接やるのかということもまだ決まっていないようですが、国が直接やるとなった場合に、結果の地方還元はどうなるのかということに懸念を持ちます。そういう場合においても、調査結果が十分地方公共団体に還元されるような仕組みは、きちっと維持していただきたい。この2点を要望として、今の段階では考えております。

以上でございます。

竹内座長 どうもありがとうございました。何かご質問ございませんか。

大橋委員 この調査は、例えば平成15年度にもやっているのでしょうか。

松嶋室長 この調査は平成16年の8月から始めました。それまでは県独自の労働状況調査は行っておりません。

大橋委員 そうですか。

民間よりも県直轄の方が、未回収の割合が2%ポイントぐらい低くなっています。これは複合的な理由で、これが絶対的主たる理由というのはなかなか見つかりにくいということでしょうか。逆に言えば、民間だから極端に悪かったというような評価はないと考えてよろしいでしょうか。つまり、県直轄の方が2%ポイントほど高くなっていますが、この差は大した差ではないのか、それとも問題のある差なのかどうかについてどう評価されているのか。

松嶋室長 回収率が2ポイント程度違うということの原因については、先ほど申し上げました3点に集約されると思います。民間企業が行うことによる調査客体の方の信用度の問題、それから、民間委託した場合の調査員の方々が遠方の調査区、車で30分とか1時間かけて行くような調査区を担当された方もございまして、県直轄の場合ですと、大体近くの調査区を担当し割と頻繁に行けるという状況ですけれども、車で1時間もかかるような調査区の場合ですと、頻繁に行くということもできないといったような状況も考えられます。それから、調査員の方が初めてというようなことで慣れていなかった、この3つの要因だと思います。これら3つの要因からしますと、比較的少ない差だったのかと思いますが、どれが大きな要因かは確信持ってお答えできません。

大橋委員 要因が複合的であり、一義的に言えないというのはわかります。別の観点から、16年度はたまたまお金もついたので民間委託をしたのであって、民間の能力を活用しようというような極めて高次なプリンシプルのもとに実施したのではないという意味合いのことを言ったように聞こえたのです。何のために、どんなメリットを求めて、この民間委託をしたのですか。

松嶋室長 民間委託のメリットを求めてやったというよりも、細かい背景は担当する前のことなので確認しておりませんが、とにかく県で四半期ごとの完全失業率が出せないかということは前々から議論になっておりまして、予算措置が出されていない中で、それを何とか出す方法として、この緊急地域雇用創設特別基金事業を活用して県独自の調査をやろうということになりました。そうしますとこの事業の要件として、民間企業に委託するのが原則でしたので、民間委託でこの事業をやろうということになったわけです。

大橋委員 それは特別基金の交付要綱か何かに民間を使うということが書いてあったからですか。 松嶋室長 そうです。

大橋委員 あなたの前任者かどうか知らないけれども、私が前に聞いた話では、民間にできるものは民間にやろう、そういうプリンシプルのもとにやったと明確におっしゃっていたような気がするし、また、ものの本にもそう書いてあるので、立派なことを福井県はやっているなあと思ったのです。ところが、今日聞いたらそういうプリンシプルのようなものはなく、たまたま金がついていたのでやったと聞いてがっかりしました。

松嶋室長 民間企業にやれるものはやっていこうという方針のもとに、積極的にこの基金事業を活用してやったのではなくて、とにかく福井県としては四半期ごとの完全失業率を把握したい、そのために県独自調査をしたいということで、この基金事業を有効に活用しようということでやったというのが実情に近いと思います。

竹内座長 今の話は、大体私の想像するところでは、前から福井県ではもう少し失業率についての検討の数字がほしいと思っていたが、今までの体制のままではそれをやるだけの余裕はなかったということだと思います。それで、それなら改めてそういう予算をつけて何かやればよかったので

しょうけれども、なかなかそれができなかった。そこに、たまたまこういうお金が出るあてがあって、それで急に始めることができるようになり、またお金があったから民間にということだと思います。これは年度途中からになっていますね。

松嶋室長 そうです。

竹内座長 年度の途中からだと、多分独自でやるのは無理だと思います、県として体制を整える 暇もないから。こういう事情が主な理由だと思います。だから、そうしたら民間委託をするよりし ようがないという形、つまり、道がなかったからいいとか悪いとかではなく民間委託をするという 高邁なイメージではなくて、それしか道がなかったというふうにも思えます。

そういうことで始まったが、そのお金は1年分で終わり。しかしこれは続けた方がいいということで、改めてお金もついて県独自でやることになったという形で現状としてなっているのだと、私は理解します。そこで伺いたいのですが、調査員報酬が2倍ぐらい違いますね。これは1万9,700円というのは、労働力調査の場合と大体同じですか。

松嶋室長 平成17年度に書いてありますのは大体同じです。

竹内座長 平成16年にはその2倍ぐらい出すことになったのは、どうしてですか。

松嶋室長 そもそもこの緊急地域雇用創設特別基金事業では、常勤として1日大体何時間ぐらい というのが要件で、報酬もアルバイト程度の収入ではなくて、それだけでそれなりの生活ができる 程度の報酬というのがこの事業の採択される要件になっていたからです。

それと、常勤という形で募集する場合には、やはりこれぐらいの金額がないと、他の応募とのバランス上なかなか応募者を確保できないという事情もあって、こういった金額になりました。

それから、この中には旅費とか通信運搬費が含まれ、特に旅費は遠隔地の調査区を担当される調査員もありますので、そうしますと、旅費は、直轄で1調査員が1調査区担当する場合は大体近くの調査ですからそれほどにはなりませんが、今回の委託の場合では、旅費が金額的にかさんでくる、という事情もあります。

竹内座長 調査員が広い範囲を担当したこともあって単価が高くなったというようなことと思いますが、つまり、これが2倍になったのは必ずしも民間委託をしたからということではなくて、やはり特別基金の事業としてやったことによる事情があるわけですか。

松嶋室長 その事情も入っております。それから、1調査員が遠隔地の調査区を3、4か所担当 しました。

竹内座長 民間委託では必ずそうしなければならないということではないですね。

松嶋室長 そうです。この事業にのったゆえに、そうならざるを得なかったという事情があります。

竹内座長 そうすると、かなりコストが違うように見えますけれども、例えば県直轄の場合は12か月で大体2,200万円ですけれども、民間委託の場合は8か月で3,000万円ですから、12か月に直すと4,500万円ぐらいとなり、これで直轄としては2回ぐらいできますけれども、この2倍かかっているのは特殊事情が入っていて、民間委託すれば2倍になるということでは必ずしもないわけですね。

松嶋室長 同じような条件のもとに民間委託すれば、もう少し安くなるのではないかと思います。 舟岡委員 16年度の調査について、福井県の登録調査員制度に加わっている調査員の方が、どれ ぐらい担っているのでしょうか。

松嶋室長 16年の民間委託の調査では、委託を受けた会社が調査員を新聞広告とか、ハローワークの方で募集しましたので、登録調査員の方々は含まれていません。

竹内座長 これは会社の常用になっているが、普通登録調査員はそういう会社の常用にはならないんでしょう。

舟岡委員 それは可能だと思います。

松嶋室長 可能なのかもしれませんけれども、民間委託のときには新聞広告とハローワークで募集しまして、結果的には、登録調査員の方は含まれていません。

土屋委員 いくつか教えていただきたい。まず、未回収の割合が平成16年度は「7.1%~14.6%」とありますけれども、これは毎月の回収率だと思いますが、16年と17年の同じ月を比べてみて、毎月常に16年度の方が未回収が高いというような形になっているのかということと、それから、調査世帯の825世帯というのは1年間ずっと同じ、1年間続けて調査の対象になっているのか、あるいは毎月変わるとか、2か月ごとに変わるとか。

松嶋室長 調査区につきましては、平成16年度は8か月で、五月雨式に変えていくのがいいのですが、民間委託の場合にそこまで厳密なやり方をとると混乱も起きかねないということで、初めの4か月の調査対象世帯と後半の4か月の調査対象世帯は一斉に入れかわる形にしました。

それから、未回収率ですけれども、民間委託した場合と平成16年度の国の労働力調査との比較ということですか。

土屋委員 それも伺いたかったことです。

松嶋室長 先ほど言われました平成17年度の労働状況調査との月ごとの比較ということですか。

土屋委員 トータルですれば16年度は10.6で、17年度は8.8で16年度の方が約2ポイント高いのですが、毎月見ていくどどうなのか。

松嶋室長 月ごとですね。

8月は、16年度が9.1%に対し17年度が11.5です。9月は10.7に対して5.8です。10月が8.7に対して6.6、11月が7.1に対して10.3です。それから12月が12.6に対して9.7、1月が14.6に対して8.0、2月が10.4に対して8.3、3月が11.3に対して6.4です。17年度の方が数字が高かったのは2か月だけで、あとの月は16年度が高いという状況です。

竹内座長 ばらつきがありますね。

松嶋室長 ただ、ほぼどちらが高いかという視点で見ますと、民間委託した場合の方が8か月のうち6か月は高かったということです。

竹内座長 ちなみに、今の話で、労働力調査の方を伺います。

松嶋室長 同じ年の同じ月について、民間委託した場合と直轄でやっています労働力調査の数字の比較を申し上げますと、16年の8月が9.1に対して4.2、9月10.7に対して5.6、10月が8.7に対して6.1、11月が7.1に対して9.5、それから12月が12.6に対して9.8、1月が14.6に対して9.4、2月が10.4に対して8.4、3月が11.3に対して4.4という形ですから、1か月だけが労働力調査の方が高かった月がありますけれども、あとは全部民間委託の方が高かった、という結果になっております。

土屋委員 未回収として不在と非協力が一緒になっていますけれども、かなり違うと思うので、

後ででも何か資料で一覧にしていただければと思います。

松嶋室長 わかりました。この内訳として不在の方が大体1.1から2.0ぐらいで、非協力が6.7から 13.2ぐらいです。ですから、大体7~8割は非協力ということになっています。

新村委員 確認ですけれども、本当に県の調査なのかというような質問が16年度にあったということですが、17年度も 印のところは、県がやってもそういうことがあったということですか。

松嶋室長 17年度の方には 印で入っているのでちょっとわかりにくいかもしれませんけれども、 17年度においても若干そういう問い合わせはあったということです。

新村委員 それで、民間企業に委託した場合に、これは県の調査である、県からの依頼状というような何か工夫はしたのでしょうか。

松嶋室長 知事名で、これは県がどこどこに委託してやっている調査なので協力をお願いします と、そういった依頼状を付けております。

新村委員 それは一応つけられて、それでもなおこういう問い合わせがあったということですか。 わかりました。

それから、先ほどの舟岡先生がおっしゃったことと重なるのかもしれませんけれども、例えば、 登録調査員の名簿を民間事業者に提供するというようなことが考えられるのかどうかということを 教えていただきたい。これは実際にやっていないので答えづらいと思いますが。

松嶋室長 登録調査員制度で登録されている方々の名簿を民間委託した場合に提供することが法 的な面で問題がないのかという気は若干しており、それから、そういう形で民間企業に名簿を提供 すること自体も、厳密な意味ではどうなのかなということは、これは私がご質問を受けて直感的に 思ったことなんですけれども、ちょっと気になる面です。

小川委員 1点ですが、16年と17年で未回収の部分で、両方に共通した特徴というのは何かあるのか、それとも別々の特徴があるのか。というのは、レスポンスレートが未回収のものが2倍ぐらい違う月があったりして、その辺の共通性があるのかないのか。1人の調査員が3、4調査区やった場合がどうも悪そうで、1人1調査区の方がいいようで、仮に同じ条件で両方をやったとした場合に、レスポンスレートが同じになりますかね。

松嶋室長 そこまでの分析はやっておりません。そうした場合にどうなるのか、確信を持ってお答えはできません。非協力のパターンにつきましても、どういった要因かというそこまでの細かな分析をしておりませんので、わかりません。

舟岡委員 通常の調査に比べて平成16年度の民間委託における調査員の報酬は高いですが、調査員の募集で多数の調査員希望者が押し寄せて、選別するのに苦労したのか、それとも調査員希望者がなかなか集まらなかったのか、そこの状況はどうでしたか。

松嶋室長 実際採用しようとする調査員を上回る応募がありまして、企業側において面接を行いまして、対人交渉を行うということを考慮して、その中から適切な方というか、逆に言えば不適切な方を排除するというような形でやっております。

竹内座長 どうもありがとうございました。続きまして、横浜市にお願いいたします。

桐生課長 それでは、横浜市の資料3、4ページについて、コールセンターの実施状況を報告さ

せていただきます。

横浜市では、昨年の国勢調査でコールセンターを設置しました。その背景は、ご案内のとおり、 実施期間中、横浜市では各区で調査の実施を行っておりまして、区役所18か所で行いますが、世帯 からの問い合わせに忙殺され調査員等に対する指導・支援というのができないという実態がありま した。そういった中で、この実施期間中、期間的には9月20日から10月10日まで土・日を含めた21 日間、市民からの問い合わせ、その他苦情を含めた問い合わせとあわせまして、調査員との取り次 ぎ、例えば、訪問日を変更したいという取り次ぎ等について、コールセンターで受けたという状況 です。

コールセンターとの契約の状況ですが、内容的には国勢調査に関わる内容をすべて受けたという 形になります。横浜市においては、同じ年の17年4月1日からコールセンターを開設しております。 そこで市政全般に関わる問い合わせを受けている実態もございましたので、国勢調査につきまして も、あわせてその中で受けるという契約をしました。

内容的には、マニュアル等をつくりまして、Q&Aを含めたものでお答えいただいたという状況です。

設置期間、時間等につきましては、朝の8時から夜の9時までということで、区役所が開いている前後や土・日にかけてもコールセンターでお受けしたという状況です。やはり10月1日の前後の1週間が問い合わせの件数が多かったという実態です。

それから、コールセンターに対する研修ということでは、業者が行う内容とあわせまして、横浜市が依頼したということで、9月6日から8日の間で大体1回1時間半程度を3回にわたりまして、国勢調査のあらましから調査方法、その他概略、予想質問等を含めた研修、それとあわせまして、今一番重要な個人情報の保護という点でも、個人情報の保護については徹底するという形での研修をしました。

コールセンターの設置場所については、既に開設しております横浜市の西区にありますランドマークの中の事業所内です。

電話については、既に使っております番号をそのまま使用したという形で、特段国勢調査だけに 限った電話番号は設けておりません。苦情と問い合わせについては、特に分けておりません。

オペレーターの人数は、最大43名だったという報告をもらっております。オペレーター以外ということでは、スーパーバイザー5人、その他私ども職員は土日・祝日に待機したという状況でございます。

それから、4ページですが、国勢調査担当の係とコールセンターの分担ということでは、基本的にはすべてコールセンターで答えていただくということが原則ですが、内容によっては市区の統計課あてに連絡をいただいたものもございます。世帯からは電話、メール、ファックス等で質問が入りますので、それぞれの内容によって答えさせていただくという状況です。

回線数は26で、それと発信用ということでコールセンターから調査員あるいは区、市への発信用を10回線用意したという状況です。

なお、コールセンターの周知ということでは、国勢調査のお知らせ、それから記入の仕方という 用紙に印字をしまして世帯に配布し、その他市のホームページあるいは市の広報等で周知しました。 電話の照会件数ですが、この期間で約26,000件でした。その内訳ですが、世帯との取り次ぎが約7,800、問い合わせが18,000、苦情が1,100ということで、1つの世帯から苦情あるいは問い合わせ等、複数のものもあり合計と合っていませんが、大体こういった内容での電話照会がありました。

コールセンターにかかった費用ですが、経費としては、約1,900万円です。この経費は、国からの 予算配分等の内容を活用しながら使用したということで、できれば今後コールセンターに関わる経 費については、コールセンター用といいますか、設備に対する予算配分があれば非常にやりやすい というような思いがしています。

それから、事務の効率化という面では、従前電話がつながりにくい、あるいは区の職員の本来業務ができにくいといったような反省点から今回設置したもので、非常に多くの市民の方からの問い合わせに対応できたこと、あるいは区の職員からの意見聴取等を考慮しますと、効率化は図られたというような評価をしています。

問題点は、当初想定より照会数がかなり多かった点です。一時期オペレーター回線等が足りない時期もありましたので、今後は設置する場合にはその辺の人数配置等も十分検討する必要があろうかと思います。

なお、世帯からの反応ということでは、国勢調査に関するコールセンターのアンケートというのは特に実施しておりませんが、実際行った区の職員からの意見聴取、あるいはコールセンター全般についての市民からの評価を踏まえますと、おおむね好評であったのではないかという評価をさせていただきました。

今後についてですが、調査員と世帯との取り次ぎに関しまして、具体的には調査票の回収日時等の変更について、なかなか調査員に対しての電話のやりとりができにくかったというようなご連絡をいただいております。携帯電話を持っている方には登録いただいたのですが、必ずしもすべての方がお持ちではないという状況、それからお宅の電話にかけても連絡がとれずに、受け取りに来てほしいといった時間をその時間帯までになかなか報告できなかったという反省点もあります。

今後は、どのようにうまく調査員に連絡するかという点を議論する必要があります。なかなか難 しいと思うのですが、携帯電話の貸与等、かなり数が多いので不可能に近いかもしれませんが、そ ういったハードの面を含めて、何とかリアルタイムで連絡ができるような工夫がないかといった課 題が残っています。

今回、政令市の中でも数市でコールセンターを開設しておりますが、開設しなかった政令市の意見を伺いますと、やはり実施期間中、所管の係の電話がパンクしたというようなことも伺っておりますので、ある程度外部に委託したコールセンターで問い合わせ等を受けたということは、それなりに効果があったと評価しております。

以上です。

竹内座長 どうもありがとうございました。何かご質問ございますか。

26,000件の問い合わせがコールセンターにあったというんですが、その他市や区にあったのが53,000件ということですね。そうすると、全体の3分の1ぐらいはコールセンターにいって、3分の2が市や区にいったという形になっていますが、これは人員が不足していたからそうなったのか、コールセンターの回線オペレーターの数をもっと増やせばコールセンターの方へいったはずなので

しょうか。それとも、やはりどうしても市や区に直接きてしまうものがあるのですか。

桐生課長 基本的に調査員は、直接区、市に電話してくださいというお願いをしましたので、その部分は区に当然きています。全体的に一般の世帯からの問い合わせについては、総数としてかなり増えていますので、もちろんコールセンターのオペレーター数、これは国勢調査に限ったものではありませんので、もろもろ市全体のものがかなり恐らく増えていますので、もっとオペレーター数を増やせばそれなりの対応ができたかなと思います。

竹内座長 市や区に直接来る分はもう少し減ったということですか。

桐生課長 そうですね。やはりコールセンターで電話がつながらない状況もあったと伺っておりますので、もう少しオペレーター数が多い方がよかったかなということは思っております。

小川委員 どこの区からの電話とか、かかってきた場所、相手の場所はどこか、何区かとわかっているわけですか。

桐生課長 問い合わせた方に言っていただかないと、市ではわかりません。

小川委員 このサービスをやることによって未回収率が地域とどういう関係があったかなというようなことは、何かわかりますか。これをやれば当然疑問も解けて協力的な結果が得られたのかどうかということなんですが。

桐生課長 今回、横浜市の未回収率は3.8%、12年が2.2%ですので、聞き取りの後の未回収率というのが大都市の中では低い方になるかと思うのですが、コールセンターを開設したことで未回収率が少なかったかどうか、そこまで実証できないかと思います。

小川委員 ある区に偏ってかかってくるとか、そういうことはなかったのですか。次回、そういった発信地域がわかると、その問題が、その地域でどういうことが起こったかというのは後で分析しやすいし、いいのではないかと思うのですけれども。

桐生課長 コールセンターにかかった質問内容等については、いろいろ整理はしてありますけれども、最初のご質問のような、特定区に偏った何か特徴的なものというのは特に把握していません。それで、世帯からの電話で世帯に返すような内容については、その世帯のお名前とか住所、電話番号をお聞きしますが、それ以外の質問については、特にその場でお答えできるものについてかかってきた電話の内容について、例えば、どこにお住まいでどういう方という情報は得ておりません。 舟岡委員 このコールセンターについては、個人情報等についての守秘義務、あるいは場合によってはこの開設期間の間、横浜市の非常勤公務員としての扱い等の措置をとられていたのでしょうか。

桐生課長 個人情報に関しては、先ほど少しお話しした、まず、オペレーターに対する研修、業者との契約書の締結の中で、個人情報保護を盛り込むことと合わせてオペレーターに対しての署名といいますか、連署ですけれども、書いてもらった。あと内容については当然、期間内外に問わず漏らさないというような一般的な注意と、それから、記録された情報等については、後日、職員立ち会いのもと消去したという形です。

特に、市が雇ったアルバイトという形ではありませんので、身分上の守秘義務の制約ではなくて、 あくまでも誓約していただいたという形でございます。

大橋委員 いろいろ知恵を出してやっておられるのに感心しましたが、1点、フリーダイヤルに

していないが、その理由は、ある意味ではフリーダイヤルにするとたくさん照会が来るのでフリーダイヤルではなくて有料にしたのか、あるいは何か技術的な理由があってフリーダイヤルにしなかったか、どういうことでしょうか。

桐生課長 もともとこのコールセンターの設置は、説明したとおり、昨年17年4月1日に全市展開をしたわけですが、その前年に3区ほどモデル事業ということでやりました。その結果を受けてかなり好評だったということで、全区展開しましたが、コールセンター開設時のその辺の事情については私どもも特に深く伺っておりませんので、それ以上のことはちょっとわかりません。

竹内座長のまり、もともとある横浜市のコールセンターがフリーではないわけですね。

桐生課長 そうです。

竹内座長だから、国勢調査についても特にフリーではない。

桐生課長 それに合わせたということです。

竹内座長 どうぞ、何かありますか。

土屋委員 2つ教えていただきたいのですが、1つは聞き逃したかもしれませんが、電話かけた側はそこが委託された企業だということをわかっているのか、それとも、横浜市の職員の方が対応されているというふうに思われたような形なのかということと、もう1つは、この企業は入札で選ばれたのか、もし選ばれたとすれば、そのときにコールセンターとしての質を確保するために何か工夫みたいな、入札の条件としてそういったものを決めていたのであればそういうのを教えていただきたい。

桐生課長 まず、コールセンターの扱っているオペレーターが職員かどうかというようなことについて、特にPRはしておりません。ただ、市全体のホームページを見ていただくと、委託の企業で株式会社どこどこのオペレーターが扱っておりますというような項目は出ております。電話等で「皆さんはどういう方なんですか」といった照会があるときには、自分たちは請け負った業者でこういう者という説明はします。

それから、コールセンター開設当時、こういった電話照会業務を行っている企業で、なおかつ横浜市に事業所があったのは4社程度と聞いております。その中から指名競争入札で請け負わせたという状況でございます。今回、私どもがこの業者に対してお願いしたのは随意契約、単独随契です。その理由は、1つ目は、既存のコールセンターがあり、その電話番号で問い合わせることで、お客さまが国勢調査はもちろんそれ以外すべての市政情報についての問い合わせが1回で済むということ、それと、業者の既存の施設、例えばパソコンであるとか、回線があるといったようなことをもろも含めて効率的にできるだろうというような判断です。

竹内座長 つまり前からコールセンターの契約を受けていた業者が随意契約で、要は国勢調査の 分をオンしてやる形ということですね。

桐生課長 そうですから、最初はもちろん指名入札です。その後はもうこの業者が受けていましたので、ここの業者がやることが効率的だろうということです。

竹内座長 わかりました。

どうもありがとうございました。それでは、東京都にお願いいたします。

金子部長 東京都の統計部長の金子と申します。今日は、意見を述べさせていただきまして、ありがとうございます。

統計は今いろいろな意味で曲がり角にあり、我々、地方統計機構としても、非常に大きな影響がこの民間開放等によって生じるのではないか、というふうに考えております。私どもがやっております仕事の9割は国の指定統計あり、非常に影響は大きいという認識を持っております。しかし、私どもは、統計を実施するという立場だけではなく、福井県の方からも話があったように都道府県データのユーザーとしての立場もあります。実査を効率的にやるととともに精度の高い統計を作成しなければいけないという基本的な認識を持っています。その観点から何点かご意見を申し述べさせていただきます。

初めに、実査環境についてです。これは横浜市もそうですけれども、都市部における実査環境の 悪化ということです。特に都心部を始め、都内における実査環境が悪くなっています。自分の情報 を秘密にしたがる方が増えてきており、また、オートロックマンションでは中に入れないという問 題が最近特に増えてきております。また、東京都においては単身世帯の方や共働きの方など昼間会 うことのできない客体の方が増えており、調査員が行ってもなかなか調査票をお配りできない現実 がございます。

また、これは事業所系の調査ですけれども、近年リストラが結構進んでおりますが、管理部門が 非常に影響を受けており、管理部門の方が、統計調査に対応しずらくなっております。端的に言う と、「どうして何度も同じような調査が来るのですか」というような批判も受けております。

そういう意味で、状況が非常に厳しくなっているということで、都市自体が変化してきているのかなということであります。

もう1点として、先ほども申しました客体自体の発想が変わってきていると思っております。個人情報保護の問題について、客体の意識が非常に高くなっており、そういう方になかなか協力していただけないという現実がございます。協力をしていただけないにしても、そのレベルは幾つかあるかと考えております。調査自体を拒否されるとか、調査員がいかがわしいが本当に都の調査なのかというようなものとか、もう少しちゃんと説明をすれば調査に協力していただけるとか、いろいろなレベルがあると思います。ただ、いろいろなレベルがあるにせよ、その状況が逐次悪くなっているのが現実です。従来であれば、東京都ないし国の調査だ、国勢調査の調査員だと言えば済んでいた。しかし、今は、詳しい説明をしてやっとわかってもらえるというのが現実のようです。そういう意味では、非常にきめの細かい対応を求められていると考えます。

ちなみに、今回の国勢調査では13.3%という高い未回収率になりました。前回の5.9%と比べ倍増ということで、なかなか住民の協力が得づらくなっております。そういう中で、統計業務についての民間開放というものをどう考えたらいいのかということです。そこで大きな2項目めとして、何点か述べさせていただきます。

その1点目は、統計の精度を確保するためには、やはり客体からの信頼が何よりも大切だということです。従来であれば地方公共団体が行うということで安心感を持っていただいていたと思います。したがって、民間で実施していただく場合であっても、やはりその調査を受ける方、客体の方から信頼していただける、調査の方向で、きめ細かな対応が必要だと考えております。

いろいろな統計の調査がありますが、それぞれがいろいろ特性を持っていると私どもは考えております。ですから、1つのやり方がすべてではなく、各調査で経常調査と周期調査ではやり方が違うと思いますし、世帯系と事業所系の調査ではまたやり方も若干違うのではないかと考えております。民間開放を進めるにしても、個々の事例に沿った形で実施をし、住民の信頼を得られるよう進めていただきたいということです。

我々が一番心配しておりますのは、極端な話ですが、一度民間事業者でデータの捏造とかがあると、住民に一挙に協力していただけなくなり、そして、民間だけではなくて、私どもが従来築いてきた調査員の信頼をも損ねてしまうことです。そういう面で民間事業者の信頼を非常に心配しているわけであります。そういう対策を講じた上で進めていただきたいというのが第1点目です。

2点目は、民間開放に向けて調査の効率性の向上と精度の維持を考えますと、行政が持っております行政記録の活用、それから、インターネットの活用や調査手法も必ずしも従来のものにこだわらず、もう少し新しい手法を取り入れながら調査全体を考えていただきたいと思います。

これについては、私の前任も入っておりました国勢調査の実施に関する有識者懇談会の中でも、 東京都として申し上げてきたわけですけれども、民間委託の対象となります調査員調査についても、 今後どういうふうにしていくのか、民間開放に当たっては行政情報の活用もあわせてご検討いただ きたい、というのが2点目です。

3点目は、民間開放を実施する場合に、統計としての品質といいますか、内容を一定に保つためには、我々としては国からの一括発注方式をできれば基本としていただきたいということであります。

これはいろいろご議論あったことと思いますけれども、法定受託事務として国から委託されているものを民間に包括的に委託するのであれば、事務の効率とかそういう点も含めまして、国が直接 発注されるのが合理的なやり方ではないかと考えております。

4点目として、そうは申しましても、仮に地方自治体の判断によって法定受託事務である統計調査についても、包括的民間開放が可能だというような形になるとすれば、各都道府県・市町村が実際に発注することになる際に、その委託仕様書にばらつきのないよう取り扱いをしていただきたい。1つのやり方としては、例えば、国から統一的な標準仕様書を示していただく。その中に、念のためかもしれませんが、業者に対する守秘義務、罰則規定、それから個々の細かい内容について、各市町村なり都道府県で解釈が分かれることのないようにしていただければ、ばらつきが出ないのではないかと考えております。

最後に5点目として、統計調査を民間に委託した場合に、質の高い統計調査員の確保というのは やはり大きなポイントだと考えております。このためには、先ほども話がありましたが、すぐ雇用 の問題になるとか、紹介できるかどうかとか、今の法制度上の問題、いろいろあろうかと思います。 それはそれとしても、やはり受託会社が従来から公的調査に従事してきた経験豊かな調査員を何ら かの形で、活用する仕組みづくりを考えていくことが必要ではないかと思っております。これによ り、統計の質を維持でき、なおかつ住民の信頼を維持できるようになるのではないかと思っており ます。

大きな3項目めとしまして、民間開放に伴う地方統計機構への影響があります。先ほど予算の話

などがありましたけれども、我々は組織、人事、また予算が単年度でなっており、大きな制約を受けているわけですので、まず1点目として民間開放に当たりまして、地方自治体の会計年度原則に十分配慮した形でのプログラムを作っていただきたいと思います。

先ほど話がありましたけれども、民間が受託しやすい統計だけをまず民間へというような形でやりますと、体制の整えやすい経常的な統計が先に民間開放される一方、5年周期の大規模調査は、民間受託者がないから地方でやれと言われても、体制として予算、人事、特に人事面で一度減らしてしまいますと、その要員が他の部署にいってしまいますので、経験を積んだ職員を戻すことは現実には非常に厳しいということです。役所の持っている制約というものをある程度ご理解いただきながら、プログラム化していただきたいというのが第1点であります。

2点目として、これに伴って、我々としては、実施するための一定の時間、検討の時間がほしいということであります。その意味で、地方自治体が十分な検討を行えるように、民間開放のスケジュール、方針については早目に示していただきたい。大きな方針は示していただいているわけですが、スケジュールを年度に落とすため、具体的には予算当局とか、人事当局との細かい折衝は年に一度しかできないという制約があります。その制約を考慮に入れた形での準備をしていただきたいということです。

それから、3点目として、これは役割分担の話ですが、仮に市町村が自らの判断で民間開放するとした場合に、法定受託している都道府県ないし市町村との間の役割分担がどういう形になっていくのか、この性格論を示していただきたいと思っております。

そうしませんと、市町村の一部が民間に委託した場合、都道府県としては、だれを相手にどういうふうに指導していったらいいのか、曖昧になります。受託者が他の市町村と同じような立場で意見交換をしてもいいのか否かの考え方、国、都道府県、市町村の役割分担論というような性格を明確にしていただけると動きやすいと考えております。

非常に雑駁にいろいろなことを申し上げましたけれども、今、我々が現実に抱えている苦渋の部分を申し上げました。よろしくお願いいたします。

竹内座長 ありがとうございました。どうぞ、ご質問をお願いします。

舟岡委員 東京都が独自の調査として実施されているもので、これまでに包括的な民間開放を行った統計はありませんか。

先ほどやりやすい統計だけを民間委託すると、やりにくい統計を担うことは大変というような話がありましたが、現行の経常調査でも、例えば家計調査ですとなかなか実施が困難だとか、大規模 周期調査でも全国消費実態調査はなかなか調査員のなり手がないというような状況にあるかと思いますが、その場合に何らかの配慮を独自にしているのかどうかについていかがでしょうか。

金子部長 端的に言いまして、人気のある調査とない調査はあり、そのとおりだと思います。一般的な調査員の確保対策はやっておりますけれども、決め手になるものがないというのが現状だと思います。そこで、今の調査員の負担をどうやって減らしていくのかが重要だと思います。調査員が高齢になってくると、例えば、要図をつくったり何かするのがなかなかうまくいかないということで、我々の方で何かお手伝いができないかと。実際に行くのはもちろん調査員の方です。それが仕事ですから、そこはやっていただくにしても、事務的なサポートをもう少しできるような形にで

きないかと検討しております。どうしても調査員の年齢が高くなってくる現状がありますので、そういう負担を減らしていくというのが、我々ができる幾つかの手法の中で今のところ一番大きな手法と思っております。

大橋委員 貴重な意見をありがとうございました。

2つほど聞かせていただきたい。第1点は、説明のあった資料の民間開放に対する考え方の(3)と(4)の関係についてです。説明の趣旨は、東京都の考え方としては、統計調査の民間開放については国からの一括発注でやるべきだというのが基本的な考えなのか、それとも、自治体の判断によりできるということも考えていいということなのか、そこを明確にしていただきたい。

第2点は、それとも関連して(5)に従来から公的調査に従事してきた経験豊富な調査員を雇用できるような仕組みを提言しているけれども、現在、そういう経験豊富な調査員を雇用できないような制度上の問題というか、弊害みたいなものはあるのかどうか、それはどうすれば取り払うことができるのか。この2つについて説明いただきたい。

金子部長 まず、第1点目ですけれども、私どもの考え方は、基本的には一括でやるべきだろうということです。そうは言っても一括でない場合は、2番目のところに(4)で書いているような形での対応をするべきではないか、ということです。

大橋委員 そのときに、国が一括発注すべきだということになれば、当然のことながら現在の法 定受託事務を国に引き上げるということになると思うんですね。

金子部長はい。

大橋委員 そういうことが分権の流れの中で許されることなのかどうか、非常に難しいのではないか。私は、法定受託事務を国に引き上げてやるということになると、いろいろ法令の改正ともつながってくるので、各省調整なんかも進めながらということは現実にはなかなか難しいと思うのですが、それはやれという考えですか。

金子部長 現実論と議論は別だと思います。理屈の上で言えば、それは全部戻すべきだろうと考えます。国へ戻すというのは、地方自治、分権には反しないと私は思っております。国の事務を法定受託にして、それを全部一括で民間委託するのであれば、元へ戻して国の事務を国がやってということであり、地方自治に反するかという議論であれば私は反しないと思います。

ただ、もう1つおっしゃったこと、作ってしまったものを変えるのはすごく大変だということは、 私もわかります。ですから、現実の問題として対応するときに、全部法律を変えてやりますかと言 われたときに、どちらが今のところ着地しやすいかという現実的な対応の判断は別の議論だと思い ます。

大橋委員 現実的な対応という部分もさることながら、現在やっている指定統計調査というのは、 地域の住民や地域の企業の利益、つまりユーザーは地域住民なり、地域の産業だとか企業なわけで す。そういう人たちの利益を法定受託事務で担保しようというのが、法定受託事務の趣旨だろうと 思うのですが。

金子部長 地方のために国の事務を法定受託で私どもが仕事をさせていただいているというのは 違うような気がします。現実に国のやっている仕事は、必ず国民がいますから、必ず国の仕事は国 民にはね返るわけでしょう。だから、住民、都道府県なり市町村の住民に利益にならない国の事務 は、私はないと思います。すべて国の事務というのは、都道府県なり市町村の住民にとってプラス になる事務をやっているのではないですか。

大橋委員 それは当然のことながら、地域住民の利益になることを国がやっているけれども、やり方として国直轄でやってもいいわけです。それをあえて法定受託事務でやっている趣旨は、それは地方、地域の住民なり、地域の産業に対する利益が大きいからということでしょう。

竹内座長 統計について言えば、日本みたいに国の統計調査を地方自治体がやるというのは、むしろ例外です。国の統計調査は国がやるのは、アメリカでもそうだし、他の国も大体そうです。日本では昔から国のいろいろな行政事務を地方自治体を通じて実施するというシステムができたわけで、その一環として法定受託事務ができているわけですから、特に地方のために役立つから地方が統計調査をやっているということではないのです。

大橋委員 地域住民の利益にもなっているでしょう。

金子部長 それは認めます。

竹内座長 そういう意味では当然のことながら、国だけの役に立ち、地域住民の役に立たないということはないわけです。その点を統計に関してはむしろはっきりさせた方がいいと思います。というのは、端的に言えば、現在の国の統計調査で、地方が直接役立たせることができるのは国勢調査ぐらいで、あとは標本調査で規模が小さいので統計調査の結果としては直接的には使いにくいことがあります。

どんどん地方の役に立つような、もっと大規模な調査はそう簡単にはいかないわけです。国として全体の状況を把握するために調査を行っているわけですから、それは地方に全部直接には役に立たない。直接に役に立たないといっても、もちろん全く役に立たないわけではなくて、どういう産業が占めているかとか、いろいろなことが地方自治体にとって役に立つわけですけれども、全部地方自治体に役に立つから法定受託事務になっているというわけではないと思います。そういう意味では、統計というものは本来法定受託事務の中に入るべきかということになれば、否定論もあり得ると私は思います。国がやる調査は国が責任を持ってやれ、地方は地方で、もちろん特別に自分のところで知りたいことがあれば、上乗せ調査とか独自調査をやってもいいわけです。国として必要な調査は国がやるべき、国が全責任を持ってやるべきで、地方自治体に任せるべきではないという論理も成り立つ。私はそれがいいと言っているわけではないですけれども、これは地方のために本来役立つ調査だから法定受託事務になっているのは当然という議論にはならないと思います。

大橋委員 そこは議論したいと思います。

金子部長 先程の大橋委員の2点目の経験豊かな調査員を雇用できない制度上の問題、弊害についてであるが、調査員が、例えば民間の調査で働くこと自体は、法的障壁など特段大きな支障はないと思います。ただ事実問題としては調査員に関するデータを持っていますが、それを業者に渡していいのか、オープンにしていいのかということです。ハローワークではないですけれども、そういう名簿を我々は持っているわけですが、どういう人になら提供してもいいのかとか、そういう受け皿の話がある程度できれば、移行させていくことは可能だと思います。我々の情報ではなくて、皆さんを募って、何年やった方は割り増しをつけますから来てくださいというような話をやれば、それ自体は可能だとは思います。

大橋委員 以前、行政機関個人情報保護法の担当をしていた経験で言えば、登録調査員の名簿みたいなものをつくるとき、そのときに公表しますという前提で相手方に話をした上で名簿を作ったら、それはある意味では第三者への提供も可能だと思います。だから、あまり難しい問題ではないような気がします。

金子部長 それはそういう条件で募集をし、ないし登録をする段階で本人に了解をしていただければ、その範囲では出せると思います。ただ、そこでいやだと言って登録される方もいらっしゃる。 そこの部分まで出せと言われてもそれは出せないということです。

大橋委員 いやだと言う人はしようがない。

竹内座長 他にご意見ありませんか。

新村委員 確認みたいなことですけれども、このご意見ペーパーで、最初に実査環境の悪化ということを述べておられ、これは非常に深刻な事実でありますけれども、ここの意味するところは、要するに実査環境がどんどん悪化している中で、もし民間開放する場合には、現在のシステムから民間へ移行することによって、例えば回収率がかなり下がるというようなことをおっしゃりたいのかなと思ったのですが、そういう理解でよろしいですか。

金子部長 単純に言えば回収率は落ちるかもしれないわけですけれども、我々としては、例えば 行政情報を取るなり何なりのやり方でもう少し改善が図れないかということです。今のまま、ただ 民間に移すのであれば、回収は難しいと思います。

新村委員 それは地方公共団体がやっているという事実と、民間事業者がやっているということで大きな差があるであろうという懸念を持っておられると理解してよろしいですか。

金子部長 それは先ほどもありましたけれども、調査員の方をどうやって認識するかという、調査を受けられる方側の問題です。

新村委員 例えば調査員証とかの話ですね。

金子部長 そうです、またどういうふうに事前にPRをするかで、ある程度改善できるものがあると思っております。ただ、それはそれとして民間開放するしないに関わらず、今の調査方法をこのまま続けていけば回収率は落ちていくだろうと思います。

新村委員 地方公共団体が実施しても、この悪化というのはあるわけですよね。こういう状況だから民間に委託すると大変だよという意図ではないですね。

金子部長 調査員の方に対する信頼だとかを考えると、今までそれはあいまいかもしれませんが、 公務員なり、役所がやっているということで納得してくれる人たちがいたことも事実ですので、民 間開放ではそういう部分が減っていく。そうすると、調査環境としては悪化していくだろうという ことでございます。

新村委員 そこに気配りをした仕組みをつくらなければということですね。

金子部長 ですから、もしやるにしても今の状態ではなくて、もう少し調査内容を変えながら民間委託をしないと、端的に言うとすごく低い回収率になってしまう危険性があると思います。我々が今の状態でやっていくよりも悪くなるかどうか、それはわかりません。ただ、どう見てもよくなるとは思えないものですから、どういう形であれ、本体を少し考えないとまずいのではないかなと思います。

新村委員 わかりました。

竹内座長 そうしますと、問題は結局どう調査を変えたらいいかということについても、いわば 民間のアイデアを入れるかというようなことになると思うんですね。もしそれが民間の間でも言え るということであれば、包括的に民間に仕事を渡すということをしておかなければ、あまり細かく 決めて、民間でやれと言ってもしようがないですから。しかし、一方で包括的に民間に任せてしま っていいのかという議論も加わって、その辺はどうお考えですか。

金子部長 端的には、最後のところの統計の精度がどういうふうに出てくるかということは、ある意味では賭けと結果の世界ではないかと思います。

土屋委員 民間開放した場合の問題点とかデメリットを幾つかお話いただいているのですが、逆 に東京都にとってメリットとなるようなものがあれば教えていただきたい。

金子部長 今我々が一番苦労しているのは調査員の確保ですので、それを民間に開放し、民間のシステムの中で調査員を安定的に確保できるような仕掛けができれば、安定的な調査ができるという、そこが一番大きいかと思っています。

土屋委員 調査のたびに、その調査員を東京都で確保するのが大変だから、それを民間がやって くれればその部分の仕事がなくなって楽になるということですか。

金子部長 それもありますね。やはり我々のところで調査員を常にプールして、その人たちを登録して人事管理をやっているわけですけれども、そういう部分の仕事、これは結構な業務量があります。それがもう少し民間的な発想で人事管理ができるのであれば、それはそれで、いいなと思います。

竹内座長 どうもありがとうございました。

今日は、各自治体の方からご意見を伺いまして、本当にありがとうございました。

それでは続きまして、議題3の市場化テスト・民間開放の計画策定に向けた検討について、に移りたいと思います。資料3についてご報告をいただきますが、どういうことを検討するかということで、大体の外郭の説明をいただきたいと思います。

飯島課長 資料3は、今年の3月に閣議決定された規制改革・民間開放推進3か年計画の再改定において、総務省所管の指定統計について遅くとも18年度前半までに、すなわち今年の9月末までに、市場化テスト・民間開放のための計画を策定していくということが述べられており、今後の研究会で議論していただきたいと思っており、その準備として、その論点を少しまとめたものです。

1番として、市場化テスト・民間開放に当たっての基準・条件ということで、入札等における論点として、入札に参加する民間事業者の資格・条件、それから、総合評価、コスト計算、こういったものの適正な実施の仕方、それから、業者決定後になるかと思いますが、落札業者の適切な業務履行等に関するモニタリング、また、でき上がりました納品物の事後検証など、こういったものの基準・条件の考え方が論点になるかと思います。

2番としては、統計局所管の指定統計調査の市場化テスト・民間開放の方法ということで、大きく2つに分かれるかと思います。その1つは国直轄の調査、国が直接調査を行っているものについてですが、現実には科学技術研究調査ですけれども、民間開放する場合の対象業務の範囲について

の検討が必要であり、また、市場化テスト・民間開放の開始時期については、19年度調査から実施をしていく方向で準備をする必要があるのではないかと考えております。

もう1つは、それ以外の調査で、これはすべて地方公共団体が法定受託事務として実地調査を行っているものです。これについては、今も若干議論が出ましたけれども、A、Bの2つの方法が想定されます。いずれをとるかについて、以下の点に留意して議論していくことが必要であろうと考えております。

Aの方法としては、地方公共団体の法定受託事務を国の直接執行事務に位置づけ直しまして、国の方で一律に入札を行うというもので、この場合は 印のところに書いてありますが、一旦国の事務とした後に、再び地方公共団体の法定受託事務に戻すことは困難であろうということ、それから、全国を通じて調査を適切に行い得る民間事業者が常に存在しないと調査の実施そのものが難しくなるということも留意点になろうかと思います。

Bの方法としては、地方公共団体の事務となっております法定受託事務について地方公共団体ごとに市場化テスト・民間開放を実施できるように、国として環境整備するための措置をしていくということになるかと思います。

具体的な環境整備の措置としては、その 印のところにありますが、関係法令・要綱の改正、それから、「1」に掲げました基準・条件等の地方公共団体への提示、処理基準などといった形で詳細に提示することが考えられます。また、国 - 都道府県 - 市区町村という流れで行っている調査については、都道府県と市区町村の役割分担も含めて検討が必要であろうと考えております。特に、AとBのどちらの方法をとっていくかということは、大きな論点になろうかと思います。

参考として2つの表をつけております。

2ページの表は、各指定統計調査別の調査員数がどのくらいの範囲の規模になっているかという もので、3ページの表は、統計局所管の指定統計調査、13の指定統計を掲げたものです。なお、事 業所企業統計調査とサービス業基本調査は今後調査の実施がないということで、また、科学技術研 究調査も国直轄ですので、2ページの表から除外しています。

以上です。

竹内座長 このご議論をするに当たっての注意点ですが、この計画策定に向けた検討というのは、統計の市場化テスト・民間開放一般の話ではなくて、統計局が所管する統計に関しての計画をつくるということであります。これまでは一般的な議論をしていて、統計局の統計はその例として取り上げたような感じだったのですが、ここでは統計局の統計に関してのものということを頭に置いていただきたいと思います。

そこで、「1」には一般的なことがいろいろあると思うのですが、今の問題提起は、要するに地方公共団体を通じて実施している調査を民間委託する場合に、国が一律に入札を行うのか、地方公共団体ごとに入札を行うのかということでありまして、今の説明では、一括でやるということは結構難しいのではないかということで、そうなれば地方公共団体ごとに入札をすることになるのではないかということですが、そうすると、それなりにまた問題も起こってくるのではないかということがあるわけで、この辺についての感触を伺いたいということかと思いますので、いかがでしょうか。

舟岡さん、どうでしょうか。

舟岡委員 包括的に委託することを前提とした場合、この検討内容だけで十分かどうかということでしょうか。

竹内座長 地方公共団体ごとにやるかどうかという話を、とりあえず伺いたい。先ほどの東京都の意見では、地方公共団体ごとに入札を行うというのはちょっと問題ではないかというような指摘もあったと思います。つまり全国一律にというと、多分全部を1つの企業に入札させることになると思うのですが、それだけのことをやれる業者はないかもしれないということだと思います。

舟岡委員 現状では全国一律に受託できる調査会社が存在しないことと、有力な調査会社がある 県とそうではない県に分かれ、民間開放が可能な地域と無理な地域が混在することを勘案しますと、 地方公共団体ごとに入札を行うのが現実的と判断しています。地方公共団体ごとに民間開放の決定 を委ねるとすれば、地方公共団体がそれぞれ自らの責任において民間開放し、その結果について十分期待する成果が得られない場合には、それぞれの責任で改めて対応するとの流れになりますね。

衞藤局長 結局AでもBでも進むに進みにくく、また退くにも退きにくい話ですが、現実のことを言うと、やはりBの方向かという感じがしております。ただ、さりながら全国一律というようなことを極力担保したいので、やはり、国が入札契約に関するモデル的な基準等を示しながら地方ごとに実施していただくことで、国全体として一律に近い形を担保することが、今のところ現実的かと考えているところです。

舟岡委員 現在、個人企業経済調査の試験調査を実施していますが、例えば、仮に個人企業経済 調査を民間開放して、予定していた予算以下で民間委託ができなかった場合には従来どおりの調査 系統で実施するのか、それとも予算を上回ってでも民間開放を実施するのか、本末転倒の話である るかとは思いますが、そこについてはいかがでしょうか。

飯島課長 入札ですので、基本的には予定する価格の範囲がありますので、その範囲の金額を提示してこない場合には、入札が不成立となる可能性もあるということだと思います。

舟岡委員 何でもかんでも民間に包括的に委託するということではなくて、ある種の制約がかか るということですね。

衞藤局長 まさにそういうことを含め、モデル的な基準等をこれから考えるべきだと思っております。

竹内座長 大橋さん、どちらかありますか。

大橋委員 私は、結論から言えばB案です。ただし、そのB案をとる場合でも、東京都が言っているように、国からきめ細かな標準仕様書だとか、モデルというものを示して、各自治体であまりばらばらにならないようにきめ細かなものを示した上で、自治体の判断によって実施していただくというB案の方がいいと思っております。

竹内座長 新村さん、どうですか。

新村委員 今度の個人企業に関する経済調査等の結果が出ていない段階でどっちがいいかと言われても、実際困るわけですが、これまでの議論からすると、全国調査を実施可能なマーケットがないわけですから、供給者が十分成熟していない段階で、最初からA案をやることはかなり難しいことであると思います。それで、Bをやっているうちに、例えば、多くの都道府県がある1つの会社

に委託しているというような状況になるとか、マーケットができてきて供給体制が整ってきたならば、A案も考え得るのかという感じを持っております。やはり、現在試験調査を実施している事業者にしても他の事業者にしても、直ちに全国調査を受けられるかというと、かなり難しいことではないかと思います。

だから、47都道府県のうちでできるところが民間開放をなさって、その幾つかを例えば大きな会社 1 社が受託するような形で供給体制の方ができてきた暁を考えたらよいのかなという気がしております。ただ、とにかく今回の個人企業に関する経済調査等の結果が出ておりませんので、決定的なことは言えないというのが私の今の感じです。

竹内座長 私は、やはり地方公共団体ごとに、例えば都道府県ごとにというのはあり得ると思います。都道府県によってあるところはある程度やるというのは望ましいと思うのですが、いきなり市区町村でとなると、市町村レベルではうまくいくのかなという気がします。それは、例えば市町村別の調査員数を見ても、町村だと最大でも20ぐらいで、最小は1とか2とかです。1とか2しか調査員がいないところを民間開放したらどうなるという話になりますから、やはり都道府県レベルかという感じがします。しかし、そうすると、その都道府県と市区町村との関係が妙なことになって難しいかもしれません。そのあたりのことを詳しく検討していただかなければならないと思いますが、全体としては基準や条件等を詳しく精密にした上で、ある程度地方公共団体ごとに入札を行うということにならざるを得ないというのが、大体の方向ではないかと思います。一般原則の話は、次の研究会で議論していただくということにします。よろしいでしょうか。

本日はここで終わらせていただきたいと思います。今日はまた、各都道府県、市の方、おいでいただき、ありがとうございました。